

高萩・北茨城広域事務組合管理者の職務を代理する職員の順序を定める規則

令和元年10月1日

規則第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第152条第3項の規定に基づき、管理者の職務を代理する上席の事務職員は、事務局長とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

